

# 入札説明書

案件名 西都市民会館の自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付

令和7年12月15日

西都市社会教育課

## 目 次

1. 入札の流れ	1
2. 趣旨・目的	3
3. 入札物件	3
4. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	3
5. 入札参加申込手続き	4
6. 入札に関する質問及び回答	5
7. 入札の場所及び日時	5
8. 入札の手続き	5
9. 入札の効力	6
10. 入札の方法及び落札候補者の決定方法	6
11. 落札者の決定	6
12. 契約及び設置等の条件	7
13. 契約の締結	8
14. 協定の締結	8
15. その他	9

## 1. 入札の流れ

### ☆入札説明書等の配布

令和7年12月15日（月曜）から令和8年2月3日（火曜）まで  
西都市ホームページからダウンロードください。



### ☆入札参加の受付

令和7年12月15日（月曜）から令和8年1月9日（金曜）の午前9時から午後5時まで  
(公告日は午後1時からとし、土日祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。)  
入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類を財政課契約管財係まで直接持参ください。  
期限までに提出がない場合は、入札に参加できません。



### ☆入札に関する質問及び回答

令和8年1月20日（火曜）午後5時まで  
入札に関する質問がある場合は、質問書を電子メールにて提出ください。  
回答は令和8年1月23日（金曜）午後5時までに西都市ホームページに掲載します。



### ☆入札の実施

日 時：令和8年2月3日（火曜）午前9時30分から  
場 所：西都市本庁舎北棟3階 会議室  
入札書に必要事項を記入・押印して持参ください。



### ☆落札候補者の決定

入札終了後、直ちに開札します。  
開札の結果、予定価格以上で最高の価格の入札をした方を落札候補者とします。



☆落札者の決定

落札候補者の決定後、入札参加者は入札会場にて直ちに必要書類を提出してください。  
必要書類を審査後、落札者の決定についてご連絡します。



☆契約・協定の締結

落札者は西都市が指定する日までに西都市民会館の自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付に関する契約及び災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定を締結ください。



☆自動販売機の設置

設置工事は貸付期間内で行ってください。  
契約期間の始期から設置できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他の賠償には一切応じられません。



☆使用料・電気料金の納入

使用料・電気料金は、西都市が毎月発行する納入通知書により、市が指定する納入期限までに納入ください。

## 2. 趣旨・目的

西都市（以下「市」という。）は、市の施設における利用者の利便性向上、災害時の飲料水の確保、余裕スペースの活用及び新たな財源確保を図ることを目的に、市の施設に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置・管理・運営事業者（以下「設置業者」という。）について、事後審査型条件付一般競争入札により決定する。

## 3. 入札物件

- （1）西都市民会館の自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付
- （2）貸付場所、貸付面積、台数

物件番号	貸付場所	貸付面積	台数
1	西都市民会館 1階 事務室横 (西都市小野崎2丁目49)	1.890 m <sup>2</sup> (幅2,100mm×奥行き900mm)	1台

※ 貸付面積には、使用済み容器の回収ボックス設置部分を含む。

## 4. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）公告日以前3か月以内に、手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止処分等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （3）破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （4）民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められるものでないこと。
- （5）西都市暴力団排除条例（平成23年西都市条例第18号）第2条第1号に規定する団体でないこと及び同条第2号から第3号の規定に該当する者がいない団体であること。
- （6）法人の場合は、宮崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、西都市内で事業を営んでいる者であること。
- （7）入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
  - ① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合
    - ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
    - イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - ② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定

する更生会社をいう。) である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

　a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

　b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

　c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

　d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社 (合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 (同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人 (以下「管財人」という。) を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 市税 (西都市に対して納税義務のあるものに限る。) 並びに都道府県税 (委任状を提出する場合は、委任された営業所等の所在のもの)、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(9) 入札公告日の日から過去2年以内に、国の機関又は地方公共団体の庁舎等において自販機の設置・管理・運営をした実績を有していること。

## 5. 入札参加申込手続き

### (1) 提出書類

入札に参加を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

なお、提出数は各1部とし、提出された書類の返却はしない。

① 事後審査型条件付一般競争入札参加申込書【自販機様式1】

② 役員一覧表【自販機様式2】

③ 委任状(入札参加用)【自販機様式3】

### (2) 提出方法

① 受付期間

令和7年12月15日(月曜)から令和8年1月9日(金曜)の午前9時から午後5時まで  
(公告日は午後1時からとし、土日祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。)

② 受付場所

〒881-8501 西都市聖陵町二丁目1番地  
西都市役所財政課契約管財係（本庁舎3階）  
電話番号 0983-43-0377

③ 提出方法

受付場所に必要書類を直接持参すること。

④ 留意事項

現場説明会等は行わない。

各自で事前に現地の状況等を確認すること。

なお、現地確認をする場合は、事前に担当課（社会教育課 0983-32-1180）へ連絡すること。

## 6. 入札に関する質問及び回答

質問の受付は、下記のとおりとする。

（1）提出期限 令和8年1月20日（火曜）午後5時まで

（2）提出方法 電子メールによること。

※電子メールアドレス kanzai@city.saito.lg.jp

（3）提出様式 質問書【自販機様式4】

（4）回 答 全ての質問と回答をとりまとめた後、令和8年1月23日（金曜）午後5時までに市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

また、質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7. 入札の場所及び日時

（1）場 所 西都市本庁舎北棟3階 会議室

（2）日 時 令和8年2月3日（火曜）午前9時30分から

（3）留意事項 入札を行う代表者又はその代理人以外は、入札会場に入場できない。

## 8. 入札の手続き

（1）入札書【自販機様式5】に記載する入札金額は、自販機で販売する飲料水1本当たりの販売手数料（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）を記載すること。

（2）入札書は、当日持参すること。（郵送による入札は受け付けない。）

（3）入札書は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、件名、商号又は名称及び代表者氏名（委任状がある場合は、代理人氏名）を記載した封筒に封入し、提出すること。

（4）代理人が入札する場合は、別途、委任状（入札用）【自販機様式6】を提出すること。

（5）一度提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回は認めない。

（6）入札を辞退する場合には、入札前までに入札辞退書【自販機様式7】を受付場所に直接持参するか、郵送（入札日前日までに到達するものに限る。）すること。

## 9. 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者は、下記（5）に該当する場合を除き、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加の資格がない者のした入札
- (2) 入札書記載の金額を加除訂正したもの又は氏名に押印のないもの若しくはその記載が確認できないもの
- (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当するほか不正の行為があった入札
- (4) 同一人が同一事項について2通以上の入札をしたもの
- (5) 予定価格に達しない価格で行った入札
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の方法及び落札候補者の決定方法

- (1) 入札執行日当日に代表者又はその代理人が持参し提出した入札書を入札者の面前で開封し、落札候補者を決定する。
- (2) 入札参加者が1者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行する。
- (3) 落札候補者については、市が設定する予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格を入札した者とする。
- (4) 入札金額が同額で、落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。ただし、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に關係のない市の職員にくじを引かせ落札候補者を決定する。
- (5) 開札をした場合において、落札候補者がない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は、2回までとする。
- (6) 再度入札に付しても落札候補者がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最高価格の入札者と随意契約交渉を行う。

## 11. 落札者の決定

- (1) 落札候補者を決定後、入札参加者は次に掲げる必要書類を直ちに提出すること。
  - ① 営業所一覧表【自販機様式8】
  - ② 登記事項証明書又は身元証明書 ※ 写し可
    - ア 法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
    - イ 個人の場合 身元証明書
  - ③ （西都市に対して納税義務のあるものについては）市税完納証明書の写し
  - ④ 入札参加者所在の都道府県税納税証明書（全項目に未納がないことの証明）の写し
  - ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3又はその3の2）の写し
  - ⑥ 過去2年以内に国の機関又は地方公共団体の庁舎等において自販機を設置・管理・運営をした実績を証する書類（契約書等の写しなど）
- ※各証明書については、発行日が入札日より3か月以内のものに限る。
- (2) 落札候補者が必要書類を提出しない場合は、落札が無効となる。

- (3) 必要書類を審査し、上記4を満たすことが確認されたら落札者として決定する。なお、上記4を満たさないと判断した場合には、落札が無効となる。
- (4) 上記(2)(3)により落札が無効になった場合は、当該落札候補者を除いた参加申込者のうち、上記10(3)の者を新たに落札候補者とする。

## 12. 契約及び設置等の条件

### (1) 契約概要

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付ける、有償貸付契約とする。

### (2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和10年12月31日までとし、期間の更新は行わない。

### (3) 貸付物件の引渡し及び返還

- ① 貸付物件の引渡しは、貸付期間の始期とする。
- ② 貸付物件の返還は、貸付期間の終期までとし原状回復を行うこと。
- ③ 貸付期間満了前に次の貸付期間も引き続き同一貸付物件を同一設置業者が使用することが明らかになった場合は、当該貸付物件を原状回復することなく、引き続き使用することができるものとする。

### (4) 自販機の設置及び機能

- ① 本体規格は、貸付面積以内のものとする。ただし、大きさに不具合が生ずる場合は、市と協議すること。
- ② 設置する自販機は、未使用品かつ製造1年以内のものとする。
- ③ 自販機の設置に当たっては、施設の軸体に負担のかからない方法で、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止対策を行うこと。
- ④ 障害者・高齢者等に配慮したユニバーサルデザインの機種とすること。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネや、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応、センサーヤやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能等、環境に配慮した機能を備えていること。
- ⑥ 設置する自販機は、大規模災害発生時において、市が必要と判断した場合には、当該自販機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えている災害対応自販機とすること。
- ⑦ 電気工事等を必要とする場合は、市の指示に従うものとする。
- ⑧ 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置すること。

### (5) 自販機の維持管理

- ① 設置業者の責任において、自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃・美化等を行うこと。
- ② 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを自販機に併設すること。使用済み容器は、設置業者の責任において適切に回収を行い、関係法令等を遵守し適正に処理すること。
- ③ 自販機には連絡先を明記し、自販機の苦情、故障及び不具合の問い合わせ、事故等による損害については、設置業者の責任において対応すること。

#### (6) 設置業者の費用負担

- ① 貸付料は、月毎の売上本数に落札価格を乗じて得た金額に、月額基本料 1,000 円を加算して得た金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。貸付料は、市が毎月発行する納入通知書により、市が指定する納入期限までに納入すること。
- ② 自販機に係る電気料金については、貸付料とは別に、市が実費を算定して請求する。市が毎月発行する納入通知書により、市が指定する納入期限までに納入すること。
- ③ 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置業者の負担とする。

#### (7) 販売品

- ① 販売品の種類は清涼飲料水とする。また、缶・ペットボトル・紙パックによる販売に限る。
- ② 販売品の価格は、標準小売価格以下とする。
- ③ 販売品の消費期限に注意し、適切に衛生管理を行うこと。
- ④ 販売品の実績（販売本数・金額）を毎月集計し、翌月 15 日までに市に書面にて報告すること。
- ⑤ 販売品の内容は、契約締結時に自動販売機販売品目一覧【自販機様式 11】を提出し、市の確認を得ること。

#### (8) 禁止事項

- ① 貸付物件を自販機設置以外の用途で使用すること。
- ② 貸付物件を第三者に転貸又はこれに類する行為。
- ③ 自販機設置の権利を第三者に譲渡又はこれに類する行為。
- ④ 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 条に規定する酒類の販売。
- ⑤ 自販機の販売品と直接関係のない広告の掲示。

### 13. 契約の締結

- (1) 落札者は、市が指定する日までに本市と契約を締結すること。

併せて、次に掲げる必要書類を提出すること。

- ① 行政財産貸付申請書【自販機様式 9】
- ② 自動販売機設置・管理・運営計画書【自販機様式 10】
- ③ 自動販売機販売品目一覧【自販機様式 11】
- ④ 設置予定自販機の仕様（寸法、消費電力等）がわかる資料
- ⑤ 自販機等の設置図

- (2) 落札者が上記（1）の期日までに契約を締結しない場合は、落札者の決定を取り消す。

- (3) 上記（2）により落札者の決定を取り消した場合は、次点の者と随意契約交渉を行う。

- (4) 本契約に関する必要な費用は、落札者の負担とする。

### 14. 協定の締結

- (1) 設置する自販機は上記 12（4）⑥のとおり、災害対応自販機とするため、落札者は、災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定を市が指定する日までに締結すること。
- (2) 落札者は協定の締結に併せて、災害時の緊急連絡先を書面にて提出すること。

## 15. その他

- (1) 入札説明書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号）、西都市公有財産取扱規則（平成13年西都市規則第29号）の定めるところによる。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 入札参加に係る全費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 参考資料

- ① 西都市民会館年間利用者数 26,859人（令和6年度実績）
- ② 上記①の他に、当該施設指定管理者職員及び関係業者等が利用
- ③ 西都市民会館に設置していた自販機（缶・ペットボトル）の令和6年度の売上本数実績

令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月
326本	32本	118本	210本	211本	174本
令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月
348本	112本	232本	477本	102本	332本

※ 参考資料は、売上本数等を保証するものではない。

## (6) 問い合わせ先

西都市聖陵町二丁目1番地

西都市役所財政課契約管財係（本庁舎3階）

電話番号 0983-43-0377（直通）

FAX番号 0983-43-2067

電子メールアドレス kanzai@city.saito.lg.jp